

広島広域都市圏で新たな連携に取り組みます

企画課 ☎82319212
☎82319203

人口減少や少子高齢化が全国的な課題となる中、本町が持続的に発展するためには、イベント情報の広報や職員研修の共同実施、プロスポーツの共同応援など、これまで広島広域都市圏の24市町で進めてきた連携や交流を基に、各市町の強みを伸ばし弱みを相互に補うための施策を、他の市町と連携しながら実施していく必要があります。



「ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏」
「ここに住んでも安心で暮らしやすい都市圏」
「住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏」の実現をめざす広域都市圏としての取り組みと、総合戦略に掲げた取り組みを併せて実施していくことで、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたる発展を図っていきます。

屋外広告物について

都市整備課 ☎82319634
☎82319203

町内で看板、はり紙、広告塔などの屋外広告物を表示・設置しようとするときは、広島県屋外広告物条例に基づき、許可を受けなければなりません。ただし、表示または設置できない場所や物件、許可申請の必要のない広告物、広告の大きさや高さの基準がありますので、事前に確認してください。

主な屋外広告物の種類

種類	内 容
平 看 板	木または金属などの耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、または建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表示面が板状で、一面または二面（板の両面）に平面的に表示するもの。
広 告 塔	木または金属などの耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に立てられ、または建造物その他の物件を利用して取り付けられ、表示面を含む構造物が角柱および筒形など立体的なもの。
電柱広告	電柱・街灯柱およびアーチ、アーケードの支柱などを利用して表示するもの。
は り 紙	紙などに印刷または手書きされたもので、建物などにはり付けて表示するもの。

資源物回収状況

環境センター
☎82314601
(FAX兼用)

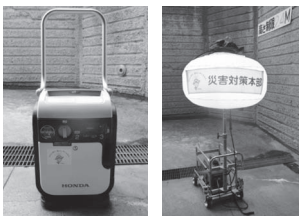
空き瓶・空き缶・紙類・牛乳パックなどの資源物を毎月1回、回収し、資源再利用を促進しています。

平成27年度の資源物の回収量は、合計で約770トン、売り払い金額はおよそ1,500万円になりました。

資源リサイクルは、一人ひとりの正しい出し方に支えられて

コミュニティ助成事業で消防団の資機材を整備しました

生活安全課
☎82319208
☎82317927



この度、宝くじの社会貢献広報事業助成金を活用して、災害時に使用するLEDバルーン型投光機1機とガス発電機1機を整備しました。

機2機を配備しました。配備したバルーン型投光機とガス発電機は、海田町消防団が地域の防災力の向上のため有効に活用していきます。

※宝くじの社会貢献広報事業とは、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業です。

下水道

上下水道課 ☎82319214
☎82319839

受益者申告書の提出は、5月31日までに

平成28年度に受益者負担金を賦課する区域（新たに公共下水道に接続できるようになった区域）は、三迫三丁目、東一丁目、寺迫二丁目、稲葉地区の各一部です。

受益者負担金は、その年の賦課区域内に土地をお持ちの人などに対し、その土地の面積に応じて賦課されます。

上下水道課では、受益者などを確認するため、4月下旬に受益者申告書を送付しました。申告書は、平成28年1月1日現在の固定資産課税台帳に記載されている土地の所有者に送付しましたので、土地の所在、地積などを確認のうえ、5月31日（火）までに同封の返信用封筒で返送してください。

猶予・減免の対象となる土地があれば「猶予申請書」「減免申請書」も併せて提出してください。

なお、申告書を5月31日までに提出されない場合は、内容に相違ないものとして受益者負担金を決定します。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

強い住まいづくりを支援します！

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

建設課 ☎82319209
☎82319203

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの尊い命が奪われました。このとき倒壊した建物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅でした。町では、木造建物の耐震改修を促進し、地震に強いまちづくりをめざすため、住民の皆さんが行う耐震診断および耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

これら2つの補助制度は併用して受けることができます。ぜひこの機会に活用してください。

○次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・町内にある木造住宅で、地階を除く階数が2以下
- ・所有者自らが居住する一戸建て住宅、または店舗併用住宅（居住部分の面積が延べ面積の2分の1以上であるものに限り）
- ・※賃貸住宅は除きます。

- ・昭和56年5月31日以前に建築に着手した在来軸組工法または伝統工法（主要な柱の径が14cm以上）の建物
- ・建築基準法に適合して建てられたもの

○次のすべてを満たす人が申請できます

- ・町に住民票を有する対象住宅の所有者で、現に居住している人
- ・町税などを滞納していない人

○申し込み方法

5月2日（月）から10月31日（月）（申し込み先着順）までに建設課（役場2階）で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ（申請書は町ホームページからもダウンロードできます。くらしの情報↓住まい・道路・交通↓住宅支援）

※予算に限りがありますので、申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

○注意事項

- ・耐震診断、または耐震改修工事は町から補助金の交付決定を受けた後に実施してください。
- ・来年2月28日（火）までに完了し、町に実績報告書を提出してください。
- ・他の制度による補助金や給付を受けて行う診断または工事の部分は補助の対象なりません。

【耐震改修】

○次のすべてを満たす工事について受け付けます

- ・建築士事務所に所属する建築士が設計し、工事監理を行う工事
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にする補強工事
- ・建物の増築を伴わない工事

○次の金額を補助します

耐震改修工事に要する費用（税抜）の3分の1まで（上限額 40万円）

○添付書類

建物の付近見取図、登記事項証明書、建築確認通知書の写し、耐震診断結果報告書の写し、耐震改修工事に関する書類・図面、工事費見積書の写し、設計および工事監理を行う建築士の免許証の写し、建物の外観写真、その他の必要な書類

○注意事項

申し込みにあたっては、あらかじめ建築士による耐震診断が必要ですが、町の補助金を受けたものでなくても申し込みできます。

《算定例》

例① 耐震改修工事費が150万円（税抜）の場合
1,500,000円×1/3＝500,000円＞400,000円となり
補助金額は40万円となります。

例② 耐震改修工事費が100万円（税抜）の場合
1,000,000円×1/3≒333,000円＜400,000円となり
補助金額は33万3千円となります。（千円未満切捨）

【耐震診断】

○次の耐震診断について受け付けます

- ・町の登録を受けた木造住宅耐震診断資格者に依頼して行うもの

○次の金額を補助します

耐震診断に要する費用（税抜）の2分の1まで（上限額 1万5千円）

○添付書類

申請する住宅の登記事項証明書、建築確認通知書の写し、診断費用の見積書の写し、その他の必要な書類

○木造住宅耐震診断資格者について

平成28年5月1日現在、11名の建築士が登録しています。建設課または町ホームページで確認できます。